様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　2月　17日    　　経済産業大臣　殿  　　　　　　　　（ふりがな）かぶしきかいしゃおふぃすそりゅーしょんずきたきゅうしゅう  　　　　　　一般事業主の氏名又は名称 株式会社オフィスソリューションズ北九州　　　　　　　　（ふりがな） くぼた　ゆうじ  　　　　（法人の場合）　　代表者の氏名 久保田　祐史  住所　〒803-0831  福岡県北九州市小倉北区日明3-6-20  法人番号　7290801004032  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ  DX経営ビジョンの策定 | | 公表日 | 2024年　12月　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表ホームページ  <https://office-sk.co.jp/pages/184/>   * 1. DX経営宣言　 P3   2. DX経営ビジョン P4 | | 記載内容抜粋 | 【DX宣言】  **「地域と共に成長する、革新的な未来を創出する」**  ・お客様のビジネスを深く理解し、  課題解決のためのコンサルティングを実施します。  ・AIやIoTなどの最新技術を活用したシステムの導入を  支援します。  ・従業員Tソリューション提案ができるように、  研修を実施します。  【DXビジョン】  **「デジタル技術を活用してお客様の経営課題に寄り添い**  **、お客様と共に成長し、地域社会に貢献できる**  **ソリューション企業に進化する」**   1. お客様との共創 2. 地域社会への貢献 3. ソリューション企業への進化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成した内容をホームページにて公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX経営ビジョンの策定 | | 公表日 | 2024年　12月　15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ  <https://office-sk.co.jp/pages/184/>  2.DX戦略の策定　（DX経営の具体的戦略）  P6 | | 記載内容抜粋 | 自社デジタル技術活用による社内変革  属人化している仕事に対しシステムを入れる事により社内共有で共有する事ができ販売効率向上と顧客満足度、社員満足度を上げます。   1. 顧客データの一元管理、全部所の社員が納入機器、見積書、顧客の関心事、修理依頼、設定情報、日報、案件管理,消耗品の配送等属人化している所をkintoneで一元管理しお客様の提案に対して時間を掛けなくスムーズに提案できる体制。担当SA以外でも顧客対応ができる組織をつくります。 2. バックオフィスの業務システム化   2度手間をなくす。業務フローの見える化効率化を実現し、人材不足を補い。空いた時間で営業サポートをする事で、残業時間の削減に繋げ社員満足向上に努めます。  BCPの観点から緊急連絡時に社内にいなくても社員の情報が分かり連絡できる環境をkitnone（クラウドシステム）でつくり社員の安全を守ります。   1. 脱ハンコをなくす。   ワークフローをkitnoneでシステム化することにより紙の削減。決済スピードを上げ生産性を上げます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成した内容をホームページにて公表している。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページ  <https://office-sk.co.jp/pages/184/>  3-1.DX戦略の推進　組織づくり  (P8　P9　P10、P11) | | 記載内容抜粋 | 【体制・組織】  代表取締役社長をDX戦略における統括責任者とし、社内のDX改革にリーダーシップをとって推進するとともに、お客様のニーズを正しく把握し、DXによる課題解決や業務改善の提案を行っていきます。  ・2023年9月よりDX推進グループを新設  4つの基盤を作り体制を整えていきます   1. 内体制の整備   2015年から続けている属人化をなくす考えて  全社員のDXに関与できるような組織体制を構築する。   1. 文化   全社員がDXを意識した行動をとる点の企業文化の醸成   1. 専任部署の設置   システム部の一部をDX推進グループとし、  責任をもって伴走サービスに取り組みます。   1. 広報活動   セミナーや展示会、HPの活用でDXの取り組みを積極的に発信し、地域への貢献度を高める  【人材育成・確保】   1. お客様へのヒアリング強化   →お客様の潜在課題を顕在化する   1. 自社での最新技術の導入   →2015年からの続けているDX中長期計画  （バックオフィス含む）   1. 人材育成の強化   →物売りではなくコト売りのできる人材づくり |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページ  <https://office-sk.co.jp/pages/184/>  3-2　デジタル人材の育成　確保  P11 | | 記載内容抜粋 | ・導入したITシステムを最大限に活用するため、  必要なIT知識・技能を習得するための研修予算を  確保します。  ・ITシステム・デジタル技術導入や、IT人材育成  のための予算を毎年確保し、DXを着実に推進します。  ・PCAクラウド/kintone導入することにより全社員  在宅作業可能な環境構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ  DX経営ビジョンの策定 | | 公表日 | 2024年12月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページ  <https://office-sk.co.jp/pages/184/>  4-1,4-2　成果指標の設定・DX戦略の見直し  P13　P14 | | 記載内容抜粋 | ・モノ売りからコト売りへの変革  ・お客様の経営課題を聞きDX商材の販売をしていく。  ・社内DXの基準  デジタルサービス提案件数　110％  　営業1人当たりの生産性　2023年度比105％  ・バックオフィス業務のデジタル化  ワークフロー構築し”はんこ”をなくし  社内決済をスピーディに変化、紙の使用量削減。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月15日 | | 発信方法 | ホームページ  <https://office-sk.co.jp/pages/184/>   * 1. DX経営宣言   P3 | | 発信内容 | 「近年、福岡県内の中小企業は、深刻な人手不足に悩まされています。少子高齢化が進み、若い人材の確保が難しくなっています。また、働き方改革が進み、これまでの長時間労働が当たり前という時代ではなくなりました。  さらに、新型コロナウイルスの影響もあり、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。お客様のニーズも多様化し、それに応えるためには、従来のやり方では限界があることに気づかざるを得ません。  このような状況の中、生き残っていくためには、デジタル技術の活用が不可欠です。例えば、AIやIoTといった技術を活用することで、業務の効率化や新しいサービスの開発が可能になります。しかし、中小企業にとっては、これらの技術を導入するためのコストや、人材不足といった課題があり、なかなかデジタル化が進まないのが現状です。  そこで、当社は、福岡県の中小企業が抱えるこれらの課題を解決するため、お手伝いをしたいと考えています。単にITツールを導入するだけでなく、お客様のビジネスに合わせた最適なソリューションを提供し、共に成長していきたいと考えています。  具体的には、以下の取り組みを進めていきます。  ・お客様のビジネスを深く理解し、課題解決のためのコンサルティングを実施します。  ・AIやIoTなどの最新技術を活用したシステムの導入を支援します。  ・従業員にITソリューション提案ができるように、研修を実施します。  当社は、お客様のビジネスパートナーとして、デジタル化を成功に導くためのサポートをさせていただきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「DX推進指標による自己診断」により自己分析を実施し、IPAの自己診断結果入力サイトに結果を登録しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　12月頃　～　　　2025年　　1月頃 | | 実施内容 | 社内ITインフラへセキュリティソフトを導入するとともに、社内情報セキュリティコンプライアンスを強化し、情報セキュリティの確保を進めています。  ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ自社診断」を実施し、2025年1月に「SECURITY ACTION（二つ星）」を自己宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。